

## 報道資料

令和元年7月19日  
国家公務員倫理審査会

指定職以上の職員に係る贈与等報告書（平成30年度分）並びに本省審議官級以上の職員に係る株取引等報告書及び所得等報告書（平成30年分）の提出状況等について

### 1. 贈与等報告書について

平成30年度分の贈与等報告書は、四半期ごとに本省課長補佐級以上の職員から各省各庁の長等に対して提出され、そのうち、指定職以上の職員の提出した贈与等報告書については、その写しが国家公務員倫理審査会に送付されており、審査会ではその審査、分析等を行っています。

#### 贈与等の報告制度の概要（国家公務員倫理法第6条）

- (1) 本省課長補佐級以上の職員は、事業者等からの贈与等（1件5千円を超えるもの）に関する報告書を、各省各庁の長等に提出する義務があります。
- (2) 提出された報告書のうち、1件2万円を超えるものは、閲覧の対象となります。
- (3) 指定職以上の職員の報告書の写しは、国家公務員倫理審査会に送付されます。

#### (1) 提出数及びその内訳（別添参照）

指定職以上の職員に係る贈与等報告書の写しの送付件数は、3,514件となっており、その内訳は、金銭、物品等の供与関係（以下「贈与関係」という。）が65件（1.9%）、飲食の提供等関係（以下「飲食等関係」という。）2,897件（82.4%）（うち立食パーティー2,304件）、報酬関係552件（15.7%）となっています。

これを前年度と比べると、総件数で118件の増（3.5%増）となっています。

その内訳は、贈与関係が12件の増（22.6%増）、飲食等関係が217件の増（8.1%増）、報酬関係が111件の減（16.7%減）となっています。

また、贈与等報告書を提出した指定職以上の職員は815名（対前年度15名増）でした。

## (2) 提出数の多い府省等の状況

100件以上の報告書が提出されたのは、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、経済産業省、国土交通省の8省庁でした。

- ① 法務省は、前年度比14件減の473件で、その内訳は報酬関係（352件）の占める割合が大きく、そのほとんどが著述によるものでした。
- ② 外務省は、前年度比50件増の338件となっています。飲食等関係（298件。うち立食パーティー39件）が大部分を占めており、その主な提供者はマスコミ、外国企業・団体及び民間企業でした。
- ③ 文部科学省は、前年度比25件減の176件となっています。飲食等関係（169件。うち立食パーティー152件）が大部分を占めており、その主な提供者は財団・社団法人等でした。
- ④ 厚生労働省は、前年度比12件増の199件となっています。飲食関係（124件。うち立食パーティー109件）と報酬関係（74件）の占める割合が大きく、飲食関係の主な提供者は財団・社団法人等であり、報酬関係の主な内訳は著述及び講演によるものでした。
- ⑤ 農林水産省は、前年度比7件増の259件となっています。飲食等関係（246件。うち立食パーティー212件）が大部分を占めており、その主な提供者は、財団・社団法人等でした。
- ⑥ 林野庁は、前年度比21件増の120件となっています。飲食等関係（119件。うち立食パーティー105件）が大部分を占めており、その主な提供者は、財団・社団法人等でした。
- ⑦ 経済産業省は、前年度比14件減の276件となっています。飲食等関係（247件。うち立食パーティー180件）が大部分を占めており、その主な提供者は、財団・社団法人等でした。
- ⑧ 国土交通省は、前年度比44件増の855件となっています。飲食等関係（852件。うち立食パーティー792件）が大部分を占めており、その主な提供者は、財団・社団法人等でした。

## (3) 審査の概要等

送付された報告書について審査を行った結果、不適切な贈与や高額過ぎる報酬等を受けたケースは見受けられませんでした。各内訳の概要は、次のとおりです。

- ① 贈与関係の主なものは、スポーツ・観劇等チケット20件、食料品・アルコール飲料14件、書籍7件、記念品4件、生花4件等となっており、その主な贈与者は、外国政府・国際機関、民間企業及び外国企業・団体でした。  
また、2万円を超えるものが16件ありました。
- ② 飲食等関係の主な提供者は、財団・社団法人等2,166件、民間企業231件及びマスコミ147件となっています。  
また、2万円を超えるものが142件ありました。
- ③ 報酬関係の主なものは、著述423件、講演94件及び監修・編さん13件となっています。  
また、2万円を超えるものが312件ありました。

## 2. 株取引等報告書及び所得等報告書について

平成30年分の両報告書は、平成31年3月1日から同月31日までの間に本省審議官級以上の職員から各省各庁の長等に対して提出され、その写しが国家公務員倫理審査会に送付されており、審査会ではその審査、分析等を行っています。両報告書の提出の状況及び審査の状況は、次のとおりです。

### 株取引等、所得等の報告制度の概要（国家公務員倫理法第7条、第8条）

#### (1) 株取引等報告書について

本省審議官級以上の職員は、前年において行った株券等の取得又は譲渡（本省審議官級以上の職員である間に行ったもの）に関する報告書を、各省各庁の長等に提出する義務があります。

#### (2) 所得等報告書について

本省審議官級以上の職員（前年1年間を通じて本省審議官級以上の職員であった者）は、所得金額及び贈与税の課税価格に関する報告書を、各省各庁の長等に提出する義務があります。

#### (3) 両報告書の写しは、国家公務員倫理審査会に送付されます。

### (1) 株取引等報告書の提出数等

各省各庁の長等から送付された報告書の写しの件数は、53件と前年より3件の減となっています。

審査の結果、職務と関係のある事業者等からの不適切な株式等の贈与や国民の疑惑や不信を招くような取引等は見受けられませんでした。

### (2) 所得等報告書の提出数等

各省各庁の長等から送付された報告書の写しの件数は、1,370件と前年より30件の増となっています。

審査の結果、職務と関係のある事業者等からの不適切な贈与や報酬など国民の疑惑や不信を招くようなものは見受けられませんでした。

以 上

問 合 せ 先	国家公務員倫理審査会事務局 参事官 阿部 弘幸 倫理審査官 山崎 謙太郎 電話(03)3581-5311(内線2820) (03)3581-5344(直通)
------------------	---

## 指定職以上の職員に係る贈与等報告書の提出件数(平成30年度)

区分 府省等名	金銭、物品等の供与		飲食の提供等			報酬		合計	
	件数	うち2万円超	件数	うち2万円超	うち立食パーティー	件数	うち2万円超	件数	うち2万円超
会計検査院			37		37			37	
人事院	1		4		3			5	
内閣官房			5	1	4	11	3	16	4
内閣法制局						2	2	2	2
内閣府			32	4	20	22	10	54	14
宮内庁						1	1	1	1
公正取引委員会	3		3		3	3	1	9	1
国家公安委員会			1		1	2		3	
警察庁	1		32		31	3	3	36	3
個人情報保護委員会			2	1	2			2	1
金融庁			86	8	77			86	8
消費者庁						1		1	
復興庁			7		4			7	
総務省			8		5	14	9	22	9
消防庁						1	1	1	1
法務省	7	3	114	4	80	352	213	473	220
外務省	24	6	298	20	39	16	10	338	36
財務省	2		54		41	2		58	
国税庁	1	1	83		79			84	1
文部科学省			169	6	152	7	3	176	9
スポーツ庁	2	2	33	5	22	7	7	42	14
文化庁			20		17			20	
厚生労働省	1	1	124	11	109	74	37	199	49
中央労働委員会			6	3	6			6	3
農林水産省	13		246	27	212			259	27
林野庁	1		119	8	105			120	8
水産庁			29	4	25	2		31	4
経済産業省	4	2	247	9	180	25	10	276	21
資源エネルギー庁			6		5			6	
特許庁			80	2	78			80	2
中小企業庁			5		4			5	
国土交通省	1		852	22	792	2	2	855	24
観光庁			86	4	75			86	4
気象庁	1		16	1	16	1		18	1
運輸安全委員会			8		8			8	
海上保安庁			72	2	65			72	2
環境省	1		12		7	4		17	
原子力規制委員会	2	1						2	1
(独)製品評価技術基盤機構			1					1	
合計	65	16	2,897	142	2,304	552	312	3,514	470

## (前年度との件数比較)

区分 年度	金銭、物品等の供与		飲食の提供等			報酬		合計	
	総数	うち2万円超	総数	うち2万円超	うち立食パーティー	総数	うち2万円超	総数	うち2万円超
平成29年度	53	8	2,680	128	2,266	663	387	3,396	523
前年度比(件数)	▲12	▲8	▲217	▲14	▲38	▲111	▲75	▲118	▲53

- (注) 1. 報酬とは、原稿料、講演料等である。  
2. 提出された報告書がない府省等は省略した。